

津野町版体験博ホームページ等制作委託業務仕様書

1 委託業務名

津野町版体験博ホームページ等制作委託業務

2 委託業務の目的

津野町では、令和2年度より町内事業者が実施する体験プログラム（以下「体験」という。）を町がとりまとめ、博覧会形式の津野町版体験博「～津野町体験マルシェ～つのはねづね」（以下「つのはねづね」という。）を開催している。

これまで冊子媒体を中心に行ってきた情報発信・誘客機能をWEB上へ移行することで、より多様な層へのアプローチやリアルタイムでの情報更新・予約導線の確保を図り、読んで終わる広報から行きたくなる・共感が生まれる発信へと転換することを目的としてホームページを制作するものである。

3 委託業務の内容

上記の目的を達成するため、津野町版体験博ホームページ等制作委託業務（以下「本業務」という。）を発注者と連携を取りながら、次の（1）（2）に記載している業務を行います。なお、本業務は本仕様書をふまえた内容としますが、記載内容以外でより良い工夫等があれば、手法及びそこから得られる成果等が分かるよう提案すること。

（1）つのはねづねホームページ制作業務

次の項目内容に沿って町と協議のうえホームページを制作すること。ただし、ホームページに掲載する体験プログラム・体験事業者に関する情報は、津野町担当者（以下「担当者」という。）より提供します。

項目名	備考
ホームページの構築	CMS 導入含む
デザインの制作	町の特徴・つのはねづねの世界観を表現
体験の写真撮影	ホームページへ掲載する体験写真を撮影
ユーザー（参加者）向け機能	体験プログラム検索・閲覧
管理者（事務局）向け機能	イベント情報お知らせ等 更新
テスト・公開作業	
操作マニュアルの作成	
保守対応	ホームページ公開後から契約期間内にかかる保守

（2）つのはねづねイベントチラシ制作業務

① 部数

5,000 部

② 規格

A3、両面カラー、折加工、コート紙 90 kg

4 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

5 見積限度額

800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 留意事項

(1) 制作について

- ① スマートフォン・タブレット・パソコン等、使用するデバイスに関わらず、それぞれ最適で使いやすい表示がなされること。
- ② 制作に当たっては、担当者と協議を行うこと。なお、画面デザインや画面構成等は、事前に担当者へレビューを行い、承認を得ること。
- ③ 制作において必要な原稿は発注者が提供する。
- ④ 閲覧者にとって分かり易く効果的なサイト構成とし、魅力的なデザイン（カラーリング、レイアウト）を制作し、多くの閲覧者が目的の情報を得ることができるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ⑤ 津野町が制作したサイトであることを明確にすること。
- ⑥ 本ホームページ公開後に、新規ページやコンテンツを追加・改修することを考慮した設計とすることとし、次年度以降に他の事業者等が作業を行う際に著作権上の問題が生じないようにすること。
- ⑦ 受託業者は、サービスを安定稼働させるために必要な保守対応を行うこと。保守に係る要件については、受託業者と担当者と協議の上決定するものとする。
- ⑧ 各ページの最下部で、津野町ホームページ、津野町観光ネット「津野ぶら」や、津野町公式 SNS（Instagram、Facebook、YouTube）などへの外部リンクへの導入も考慮したデザインとすること。

(2) 主な機能要件

① 利用者別機能

- ・ユーザー（参加者）向け

機能名	備考
トップページ	つのつねづねの魅力を伝えるビジュアル
プログラム一覧	カテゴリ、日程、地域等で絞り込み
プログラム詳細ページ (15 枠以上)	画像、紹介文、日程、内容、料金、申込方法、事業者概要、地図 等
お知らせ	イベント最新情報等を配信
問い合わせ	Q&A、お問い合わせフォーム
SNS 連携	津野町観光ネット「津野ぶら」Instagram、Facebook 等
津野町紹介ページ	津野町の観光地、食、歴史、文化等を紹介

- ・管理者（事務局）向け

機能名	備考
ログイン	管理者のみアクセス可能
CMS	情報の登録・編集・お知らせ記事の投稿
バナーの差し替え	津野町HPや関係事業者HP等のバナー挿入
アクセス解析ツール	閲覧者情報の見える化

② CMS 機能について

- ・津野町の端末を使用して、管理者専用画面からログインし、容易に情報の追加、変更、削除が可能なシステム（CMS）にすること。
- ・CMS 機能については、以下の情報更新で使用する。
ホームページ内に掲載するお知らせ等の新着記事、体験紹介ページの追加、修正、削除
- ・CMS 機能での更新方法について、操作マニュアルを作成し、担当者が実施できるように設計すること。また、操作研修を担当者に実施すること。
- ・必ず、事前に CMS での更新方法のシミュレーションを担当者とともに行い、仕様を決定すること。
- ・担当者が CMS で作成した内容は、まずプレビュー画面を表示させ、確認後に、ホームページにアップロードされる仕様とすること。
- ・画像、表、添付ファイル等がアップロードできること。
- ・お問い合わせフォームを作成すること。

③ ホームページ全体

- ・Windows、Mac OS、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフトウェアの最新版にて閲覧が可能であること。Edge、Chrome、firefox、android、iOS の最新バージョンで閲覧が可能であること。
- ・各ページにおけるアクセス数等、アクセス解析ができる機能を有すること。
- ・閲覧者のクライアントパソコンへの特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく閲覧できること。

(3) セキュリティ要件

- ① システムへの不正な侵入、システムの停止や障害の発生を予防及び障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- ② サーバへのアクセスは、ファイアウォール等の不正侵入を検知する機能により不正なアクセスを防御すること。
- ③ 入力フォーム等により個人情報を入力する場合は、暗号化された通信を行うこと。
- ④ Web サーバー、CMS サーバーともにバックアップを定期的に行うこと。

(4) 運用関係

- ① 受託業者は、制作したホームページをインターネット上に公開するために、必要なレンタルサーバ等を調達し対応すること。
- ② SSL サーバ証明書を取得すること。
- ③ ホームページのドメイン名は、受託業者と担当業者で協議の上で決定すること。

- ④ 本業務の契約終了後（契約解除により終了する場合を含む。）もレンタルサーバ等の使用に関する権限を津野町に移管でき、津野町が引き続きホームページを運用できるものとする。

7 成果品及び納期

各成果品の納期は次のとおりとする。

- (1) 令和7年10月10日（金）まで
- ① ホームページ（印刷物及び電子データ）
 - ② 操作マニュアル（印刷物及び電子データ）
 - ③ ホームページ的设计書（印刷物及び電子データ）
 - ④ ホームページの全データを記載した電子媒体（CD-R）1部
- (2) 令和7年10月15日（水）
- ① ホームページ公開
- (3) 令和7年10月24日（金）
- ① イベントチラシ 5,000部
- (4) 令和7年3月31日（火）
- ① 業務実施報告書

8 業務完了検査

- (1) ホームページ公開前検査
- ホームページ本体が完成した段階で、本番環境にて機能・表示・構成・動作確認などについて部分検査を実施する。
- (2) イベントチラシ納品検査
- 印刷物の納品後、発注者による納品検査（内容確認・部数確認）を実施する。
- (3) 業務完了検査
- ホームページ公開後、保守開始を含めた全体工程完了後に業務実施報告書に基づいて最終検査を行い、業務完了とする。

9 成果品の引き渡し

契約が終了する場合（契約解除により終了する場合を含む。）には、この業務の成果品（プログラム、ドキュメント、各種計画等の著作物を含む。）を津野町に引き渡すこと。

10 著作権等

- (1) 成果物に関しては、次に掲げる行為をすることを許諾するものとします。
- ア 成果物の内容を公表すること。
 - イ 成果物を利用して発注者の業務を実施すること。
 - ウ 本業務の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。また、発注者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとします。なお、成果物の著作権が発

注者・受託者の共有としたい場合であっても、上記に掲げる成果物の利用を許諾するものとし、発注者以外の第三者に許諾しないものとします。

(2) このほか、受託者との契約においては、以下の趣旨を契約に盛り込むこととします。

ア 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。

イ 受託者は、発注者に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。

ウ 委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

11 その他

(1) 本事業を実施するにあたり、受託者は発注者と十分調整することとします。

(2) 本業務を円滑に遂行するため、発注者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができるものとします。

(3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとします。

(4) 個人情報に関わるデータを取り扱うときは、別記個人情報取扱特記事項を遵守することとします。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8条 受託者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ち

に発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 発注者は、受託者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。